

## エレベータ保守点検業務委託契約書

愛媛県福祉総合支援センター所長 (以下「甲」という。)  
と (以下「乙」という。) とは、次の条項によりエレベータ保守点検業務の委託契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託対象エレベータ)

第2条 この契約の対象となるエレベータは、次のとおりとする。

場 所 松山市本町七丁目2番地

愛媛県総合保健福祉センター

種類及び台数 フジテック製 寝台用 (定員11名) 1基

(基準及び規格)

第3条 乙は、エレベータの維持及び運行の安全を確保するために必要な点検、整備及び修繕を次の基準及び規格により行うものとする。

- (1) 昇降機の検査基準 (JISA4302)
- (2) 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針 (建設省住防発第17号)
- (3) 建築保全業務共通仕様書
- (4) その他必要な基準・規格

(保守整備回数等)

第4条 乙は、専門技術者を3箇月に1回以上派遣し、第2条のエレベータを正常かつ良好な運転状態に保つよう保守点検 (巻上機、原動機、制御機等の注油及び清掃並びに調整を含む。) 業務を行うものとする。

2 本保守点検に必要な材料のうち、次のものは乙が供給する。

- (1) 各種油脂類 (ギヤオイル取替えは除く)
- (2) 非常用信号用電池
- (3) 各種可動、固定コンタクト類
- (4) ヒューズ類
- (5) ランプ類 (信号、カゴ内照明用)
- (6) ウェス

3 上記の保守点検業務中に発見した修理 (主索及びガバナロープ・電線の取替・歯車軸受・ブレーキシューニング等の取替・機械の分解手入れ等) を要する場合の費用は、本契約に含まれないものとする。

4 乙は、不時の故障の際、甲より通知のあったときは、直ちに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。

(保守点検業務の実施)

第5条 乙は、この契約で定めたすべての業務を、乙の就業時間 (乙の通常勤務日の通常時間) 内に行い、点検実施の都度「点検報告書」を提出し、

検査確認を受けるものとする。ただし、エレベータ設備が故障したことによる場合は、この限りでない。

2 本契約には、建築基準法に基づく法定検査に準じた検査を含み、年1回実施するものとする。

(再実施)

第6条 甲は、前条第1項の検査により、保守整備が不十分と認められる場合は、保守整備の再実施を命ずることができる。

(服務)

第7条 この契約により、乙の作業員が甲の建物内においてなす保守整備上の行為は全て乙の責めとし、保守整備上負傷し、又死亡した場合も全て乙の責任において措置するものとする。

(委託料)

第8条 この契約の委託料(以下「委託料」という。)の額は、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 委託料の支払は、年2回払いとし、乙は、1期(契約日から9月30日まで)、2期(業務期間満了日まで)の業務完了後、遅滞なく甲に業務実施報告書を提出し、検査確認を受けた後に請求を行う。甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

| 区 分 | 金 額 |
|-----|-----|
| 1 期 | 金 円 |
| 2 期 | 金 円 |

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払いが遅延したときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(委託期間)

第9条 保守点検業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(契約保証金の返還)

第10条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第8条第2項に規定する2期の業務完了後に検査確認を受けた時は、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(代理受領の禁止)

第11条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、保守点検業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、保守点検業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、保守点検業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が保守点検業務を実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等(第三者の所有に属するものを含む。)を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、保守点検業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の変更)

第19条 委託期間において、経済変動その他の状況により第8条に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第20条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

松山市本町7丁目2番地  
甲 愛媛県福祉総合支援センター  
所 長

乙